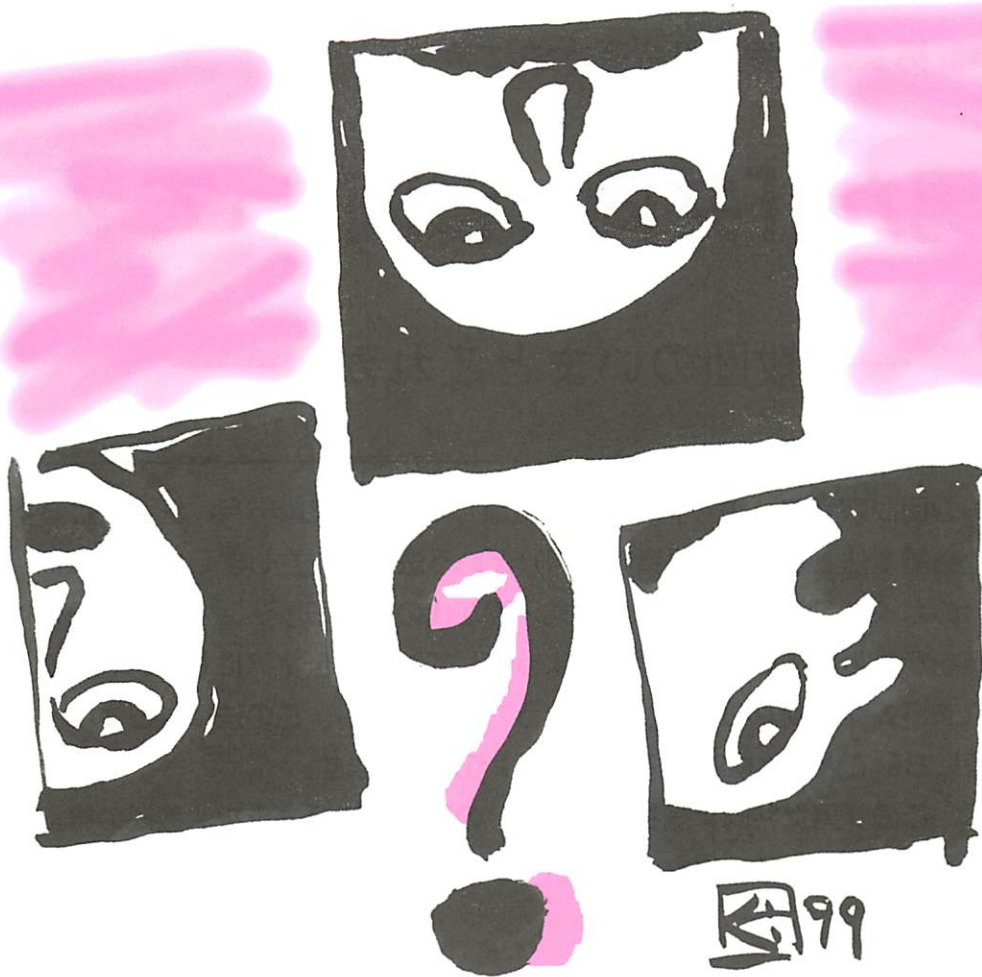




# ああう

女性室広報誌

◆〈特集〉 男女共同参画社会基本法に学ぶ

〈資料〉 基本法抜粋・年表

◆第3回女性会議開催要項 ◆男女共同参画にむけて今後の課題

◆「坊守の規定に関する委員会」レポート

◆コラム「ゆらぎ」 ◆投稿「声」

◆女性室公開講座報告 ◆本の紹介 ◆活動日誌 ◆編集後記

6号

2000・1

《特集》男女共同参画社会基本法に学ぶ

# 「男女」「共同」「参画」って？

——教団のいまとこれから——

私たちの教団が宗会で「坊守」の問題を議論していた'99年6月、国会では「男女共同参画社会基本法」（8～10頁資料参照）という法律が成立しました。これは、いわゆる日米のガイドライン関連法や日の丸・君が代の国旗国歌法、さらには通信傍受法など物議をかもした法律の陰に隠れるようにしてマスメディアにもあまり大きく取り上げられず、人々の間でも関心が薄いようです。しかし、この法律は日本の女性をめぐる政策において大きな意味を持っているように思います。

今号では、この「男女共同参画社会基本法」の願いを学び、また、教団の男女の現状を把握することを通して「男女」「共同」「参画」ということの意味を考えていきたいと思います。

## ◇ 基本法って？ ◇

「男女共同参画社会基本法」という法律の前文には、①女子差別撤廃条約（注1）

の成立やその批准など、男女平等の実現に向けた内外の着実な歩みを受けたものであるということと、さらには②少子高齢化や経済情勢の急速な変化など、今日の社会が

## 女性問題キーワード

### 注1 女子差別撤廃条約

1979年（昭和54年）に国連総会で採択され、正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、締約国は1997年（平成9年）9月現在160カ国を数える。この条約は、男は仕事、女は家庭といった性別役割分担の固定観念を変えることが男女の完全な平等の達成に必要なものであるとの認識で貫かれ、社会・政治・経済・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するための措置を定めるとともに、条約の実施に関する進捗状況を審議するため女子差別撤廃委員会を設置するとしている。日本は国籍法、男女雇用機会均等法、教育における男女平等などの国内法を整備し、1985年（昭和60年）にこの条約を批准した。

従来の“男女”の価値観では対応できない状況になってしまったこと、その双方の必然性によって制定されたこと、そこから「男女共同参画社会の実現」こそが21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられるものであるということがうたわれています。そして、この法律に基づいて男女共同参画社会とはどういう社会をいうのか、その基本理念を明らかにし、その視点から総合的・計画的に社会のあらゆる部分を再構築していくのだと位置づけられています。

ここには、国の女性の問題をめぐる政策が、まず女性の地位向上（女性が努力して男なみになること）を目指す運動から、男性の意識変革を求める啓蒙運動へ、そしてさらには差別を生み出している社会のシステムを作りかえようという運動の展開があると、この法律制定への経緯を分析することもできるようです。

この法律は具体的には、第2条で「男女共同参画社会の形成」とその実現のために必要な「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）注1」について定義し、

- ・日本国憲法に謳われる基本的人権の尊重の精神にそって、すべての男女が性別を根拠にした不利益な扱いを受けることなく、あくまで個人として尊重され、その能力を発揮する機会を確保されるべきであること（第3条）
- ・ジェンダ・フリー（注2）の精神に基づき性別に対して中立的な社会制度や慣行を確立すること（第4条）
- ・女性はまだ単に男性が決めたことに従うべきであるということだけでなく、国や地方公共団体及び民間団体においても政策の立案・決定の場に直接女性が参画しているよう配慮すべきであること（第5条）
- ・子の養育や家族の介護など家庭生活における男女の相互協力により他の活動との両立を確保すること（第6条）
- ・国や地方公共団体及び国民一人ひとりの責務を明確にすること（第8、9、10条）
- ・男女共同参画社会の実現に向けて行動計画に基づく総合的かつ計画的な実践をすること（第13、14条）

等々が定められています。（資料1参照）

## 女性問題キーワード

### 注2 ポジティブ・アクション positive action ※affirmative action

過去における差別によって現在不利益を被っている集団（女性や少数民族）に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置。アメリカ等では主に※アファーマティブ・アクションを用いる。

### 注3 ジェンダ・フリー gender free

固定的性別役割分担論などの社会的文化的につくられた性別、いわゆる「ジェンダー」にとらわれず、男女平等な社会進出や家庭責任の分担をめざす考え方。

## ◇ 私にとって… ◇

一方、私たちの教団に目を移してみれば、主要な決定機関に女性の参加はほとんど見られず、その背景には古い因習に基づいた性に対する固定的な考え方が根強くあることは否めません。

そして、さらにそのことが、ともすれば「信心の課題ではない」と切り捨てられてきたようにも思います。今、そのような教団の体質が時代社会から問い返されているのではないのでしょうか。

先の宗会では「坊守」の問題は、宗務総

長の諮問機関としての審議会を設け、その答申を経て1年以内に結論を出すことになり、すでに「坊守の規定に関する委員会」が動き出しています。

この「坊守」の問題は、すでに指摘してきましたとおり、寺や教団の存立の根幹に関わる深みをもっており、私たちがどういう視点と方向性をもってこれからの寺や教団を志向していくのか、その基本理念が明らかでないことがいま何より問題なのではないのでしょうか。

## ◇ 教団の男女の現状 ◇

では、ここで教団において「男女共同参画」を進めていく上で、まずどのような男女の比率で教団が構成されているのか、そこにどのような課題が見出せるかを確認しておきたいと思います。

### ■住職・教会主管者（図1）

まず、「住職・教会主管者」の数（図1）は、1991年によく女性の住職就任の道が開かれて以来、まだ8年しか経過していないこともあり、1991年以降、任命者の数は30人で、1999年6月末日現在で0.4%（29人）です。1991年から1996年までの期間は、その寺院に男性の教師がいない場合のみ女性の住職が許可され、男性の教師が生まれた場合は速やかに退任することを前提に任命されていました。現在、制度上は住職の就任について、性の枠や出生順による制限はなくなりましたが、実状はどうなのでしょう。

### ■代務者（図2）

女性の住職・教会主管者がまだまだ少数であるのに対して、「代務者」（図2）は12.4%（82人）が女性です。つまり女性住職の三倍近くの女性の代務者がおら

図1

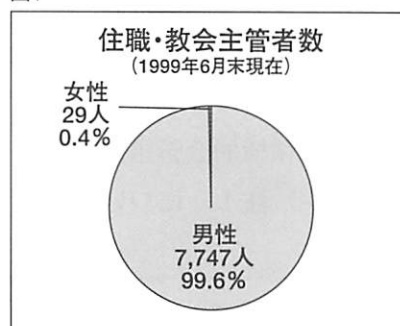
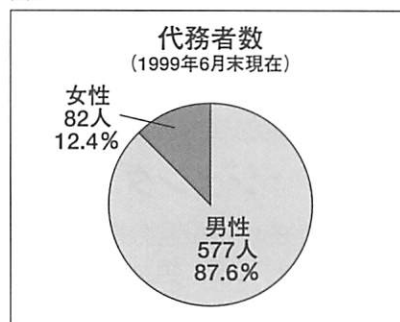


図2

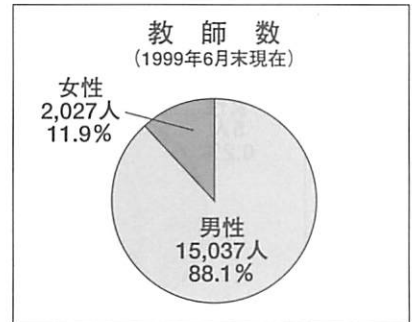


れるということです。代務者の女性比率が高いのはどのような理由によるものでしょうか。また、男性の場合、兼務代務者が多く、女性のほとんどが本務代務者です。住職の性の枠が外され、代務者の職務権限が任期が定められている以外、住職・教会主管者と何ら変わることがないにもかかわらず、これらの女性が住職に就任できない、あるいは就任しないというところに性差別の存在を如実に示す実態があるのではないのでしょうか。

### ■教師（図3）

次に、「教師」（図3）については、女性教師の比率は11.9%（2,027人）です。1994年から1998年上半期までの教師補任者に占める女性の比率が19.8%であることから、近年の女性の増加が著しいといえます。これは、女性自身が固定化された役割分担に安住せず、主体的に教学の学びを深め、また宗政に参加したいという女性自身の自覚の一つの傾向ともいえるのではないのでしょうか。しかし、教師には、宗議会議員の選挙資格があるとはいえ、女性有権者が11%程度ではまだまだ女性の声が宗政に反映され難い状況だといえるでしょう。今後、これらの女性教師の声をどこで、どのような形で聞いていくか、一つの具体的な課題です。

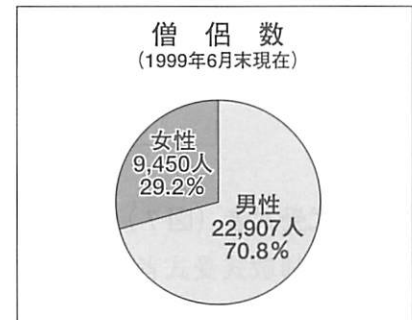
図3



### ■僧侶（図4）

「僧侶」（図4）は、現在、29.2%（9,450人）とすでに全体の3割近くが女性でありますし、1989年度から1998年度までの得度受式者では42.3%（2,863人）と女性が半数近くを占めています。特に女子の9歳得度が実現した結果、1992年以降は、それまでを約10ポイント上回る45%前後で推移しています。同朋会運動の発足（1962年）以降、1994年10月までの得度受式者の女性比率が36.9%であったことを考えれば、昨今の女性の得度がいかに多くなっているかが分かります。教団における僧侶の男女比率が同数になる日も遠くないと感じられます。また、仮に宗議会議員の選挙資格が僧侶であれば、かなり女性の声が宗政に反映されることになるのではないのでしょうか。なお、得度年齢が9歳ということに関しては議論が別れるところですが、単に、女性と男性の比率だけを問題にするのではなく、得度受式者数の増加が教団に与える影響や、得度の意義についても改めて考えていく必要があるでしょう。

図4





## ■副住職・候補衆徒 (図5・6)

女性が就任するようになって間もない「副住職」(図5)及び「候補衆徒」(図6)については、前者が4人、後者が6人となっていますが、教師や僧侶の推移から見ても、今後の増加が予想できるのではないのでしょうか。なお、副住職については、女性を制限するような規定はなかったにもかかわらず、就任が認められてこなかったという問題もありました。

図5

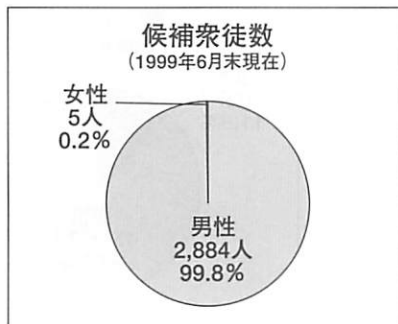
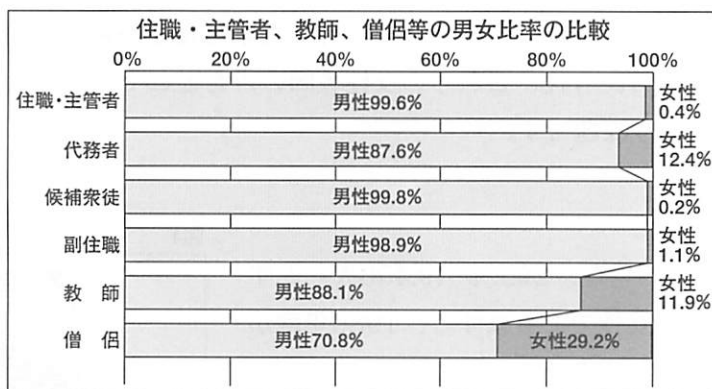
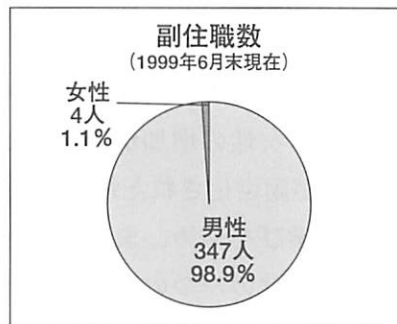


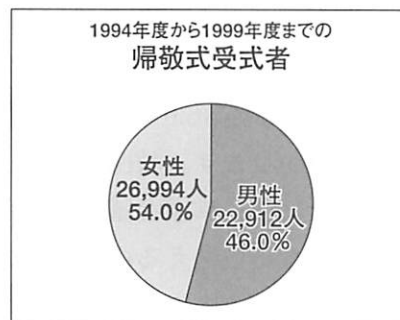
図6



## ■帰敬式受式者 (図7)

次に、帰敬式受式者の数を見てみると、1989年から1994年までが女性56.3%、男性43.7%であったのに対し、1994年度から1998年度まで(図7)は女性54.0%(26,994人)、男性46.0%(22,912人)であり、ともに女性の比率が上回っています。また、1996年の帰敬式実践運動の推進にともない、受式者数自体も増加傾向にあります。

図7

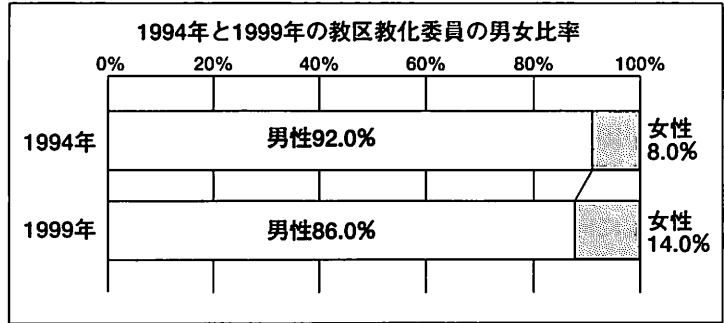


## ■教区教化委員 (図8)、同朋会館教導・補導、修練スタッフ

最後に、教化の現場への女性の参加がどうなっているかを見てみます。まず、教区教化

委員の男女比率（図8）ですが、1994年の調査では、全国30教区の教化委員は、男性92.0%（951人）、女性8.0%（83人）であったのに対し、1999年6月の教区教化委員の改選によって男性86%（911人）、女性14.0%（148人）と、6ポイント、人数にしても65人の女性の教化委員が増加しています。近年の女性のたゆみない歩みが芽を結び始めたといってよいでしょう。ただ、女性の委員の場合、役職者の当職も多いようです。

図8



次に、同朋会館の教導補導については、現在、教導が154人中、女性は3.2%（5人）、補導が118人中、女性は6.8%（8人）、修練スタッフが86人中、女性は10.5%（9人）で、1996年時点では教導・補導ともに女性が1人ずつであったことから見れば、近年、教化の現場への女性の参加が目立ってきたといえます。

これまで男性社会であった教化の現場で女性が声を出していくことはまだまだ大変でしょうが、一步一步、着実な歩みが願われます。

これまで男性社会であった教化の現場で女性が声を出していくことはまだまだ大変でしょうが、一步一步、着実な歩みが願われます。

## ■宗政参加の現状

議決機関への女性の参画ということに関しては、現在、宗会（宗議会、参議会）には女性議員は一人もいません。1982年に参議会が発足した当初、女性議員が1人おられて以来、女性の参画はありません。

教区会・教区門徒会や組会などでは、全国を見渡してみますと、教区門徒会副会長、教区会議員、副組長の女性がそれぞれ1人ずつおられるのが目立つところです。

教団では、女性の宗政参加が大きな課題となっています。女性がどんな願いを持って教団を担っていこうとしているのか、その声を届けることのできる宗政参加の方途が切望されています。

女性の宗政参加の現状把握は、あまり進んでいませんが、これからも順次ご報告していきたいと考えています。

混沌とした社会状況のなかで、これまでの価値観が崩れ去ったということ言えば、私たちの寺や教団においても決して例外ではありません。女性室ではまず、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする男女平等の実現を目指した社会の取り組みに学ぶことをとおして、私たちの寺や教団のいま、そしてこれからを模索し、“男女両性で形づくる同朋教団”の再構築を目指していきたいと考えています。

## 資料 1

# 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応して行く上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図って行くことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映し



て、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに堪がみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**第7条**（国際的協調）《略》

（国の責務）

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にの

とり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**第11条**（法制上の措置等）《略》

**第12条**（年次報告等）《略》

（男女共同参画基本計画）

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号の掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男

女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第15条**（施策の策定等に当たっての配慮）《略》

**第16条**（国民の理解を深めるための措置）《略》  
（苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**第18条**（調査研究）《略》

**第19条**（国際的協調のための措置）《略》

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画審議会）

**第21条** 総理府に、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

**第22条～第26条** 《略》

## 資料2 男女平等をめぐる世界の動き・日本の動き

| 年           | 世界の動き                                                                                      | 日本の動き                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1967 (昭和42) | 国連総会で「女性に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」を採択                                                            |                                                |
| 1975 (昭和50) | 「国際婦人年」(目標: 平等・発展・平和) 第1回世界女性会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択                                       | 総理府に「婦人問題企画推進本部」(本部長・内閣総理大臣)を設置                |
| 1977 (昭和52) |                                                                                            | 女性の地位の向上を図り、男女平等を推進するための「国内行動計画」を策定            |
| 1979 (昭和54) | 国連第34回総会で「女子差別撤廃条約」を採択                                                                     |                                                |
| 1980 (昭和55) | 「国連婦人の10年」中間年 第2回世界女性会議(国連婦人の10年中間年会議・コペンハーゲン)で52カ国が女子差別撤廃条約に署名<br>「国連婦人の10年後半期行動プログラム」を採択 | 「女子差別撤廃条約」に署名                                  |
| 1981 (昭和56) | 「女子差別撤廃条約」発効                                                                               | 「国内行動計画後期重点目標」を策定                              |
| 1984 (昭和59) |                                                                                            | 「女子差別撤廃条約」批准に向け「国籍法」を改正                        |
| 1985 (昭和60) | 「国連婦人の10年」最終年 第3回世界女性会議(ナイロビ)で西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択                         | 「女子差別撤廃条約」批准に向け「男女雇用機会均等法」を制定<br>「女子差別撤廃条約」を批准 |
| 1986 (昭和61) |                                                                                            | 「婦人問題企画推進本部」拡充                                 |
| 1987 (昭和62) |                                                                                            | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定                       |
| 1990 (平成2)  | 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択                                             |                                                |
| 1991 (平成3)  |                                                                                            | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定                     |
| 1992 (平成4)  | 「環境と開発に関する世界会議」(リオデジャネイロ)                                                                  | 「育児休業法」を改正                                     |
| 1993 (平成5)  | 「世界人権会議」(ウィーン)                                                                             |                                                |
| 1994 (平成6)  | 「国際人口・開発会議」(カイロ)<br>「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)<br>「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択                  | 総理府に「男女共同参画室」設置、「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改める。 |
| 1995 (平成7)  | 「社会開発サミット」(コペンハーゲン) 第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言及び行動綱領」を採択<br>「国連人権教育の10年」1995年～2004年               |                                                |
| 1996 (平成8)  |                                                                                            | 「男女共同参画2000年プラン」決定                             |
| 1998 (平成10) |                                                                                            | 「男女共同参画室」を2001年省庁再編の際は内閣府におき「男女共同参画局」新設を政府決定   |
| 1999 (平成11) |                                                                                            | 「男女共同参画社会基本法」を制定                               |

# 男女共同参画にむけて今後の課題

女性室スタッフ 見義 悦子

女性と男性の関係を源淳子さん（大谷女子大学非常勤講師）は『性差別する仏教』（法蔵館）の中で「キリスト教は上下関係、仏教は枠外排除」と述べておられます。

仏教の歴史は、当初より男性僧侶教団として歩んできたことは、尼僧に対する戒律の多さと内容を見ても容易にわかります。

私たちの教団もまた、男性中心の同じ体質を持っています。その中で女性観が語られてきました。教えを聞いて、人間として立ち上がろうと一歩踏み出した途端、女性であるということで座り込ま（ら）されるということを実感した女性は多いと思います。

しかし、一度立ち上がろうとした女性にはいろんなことが見えてきます。そこから教団に対して「女性も教団に正式な構成員として認めてほしい」という要望書を提出してきました。

しかし、その都度「認めている」という答えが返ってきました。そして今回も「制度上は女性にも男性と同等に開かれている」といわれます。しかし女性から見れば認められてもいないし、開かれてもいないと感じています。この意識のズレ（男女共同参画ということの理念のズレにもなる）を、両性で認識しあう機会と場を設定してこなかった、というより男性教団であり、そういう機会とそれを設定する側が男性で

あったがため、気づけなかったということが本当であると思われます。

数年前ようやく女性にも住職という選択肢が開かれました。そのことを皮切りに、坊守ということが問われ、さらにこれまで女性は（男性は）こうあるべきと規定してきた生き方が問われることになりました。それは同時に寺院・教団が問われているということでもあります。

坊守制度を考える論議期間を経て、多くの男性・女性の無関心さと、男性側からの「女性の権利獲得運動で、信仰運動ではない」ということが一つの課題として見えてきました。男性にあって女性に認められてこなかった権利を要求することは一面、当然であり一つの立ち上がりであると思います。

むしろ、その運動をとおして願われていた世界は何だったのか、そのことを大切な課題としていきたいと思います。

これまでは、その立ち上がりさえも抑え込んでしまう機構制度ではなかったでしょうか。

あらためて両性で形づくる教団とはなっていない現状の点検と、そこから打ち出される方向を両性で声を出し合う、そういう場を積極的に作り出していくことが先ず急務であると感じます。

現に、「女性にも開いた」という制度の中に入った女性たちは、まず男性並になること(男性化)でしか受け入れられないし、言いたい声が届かないというところで苦悩しています。女性のままで自らを表現できる生き方がしたいと悶々としているのです。

そのことに目を向けず、現にある男性社会(組織)をそのまま問うことなく、女性を多数組み込んでいこうという方向は本当の意味での「男女共同参画」ではありえないし、男性と女性が真に認め合える世界は見てこないと思います。

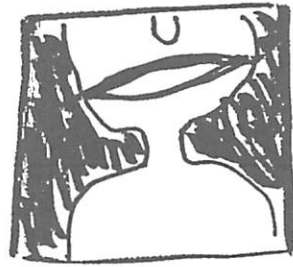
男性と女性が認め合えない(本当の意味で出会えない)ところからは、「生きる」という課題が共有できないのです。今、女性たちが真宗の教えに出会って、声を出し始めた根底には真に出会いあう関係を生きていきたいという願いを持ったからです。この願いを共有したいのです。

ここに、あらためて、「バラバラでいっしょー差異をみとめる世界の発見ー」というテーマを見出した教団です。これまでの男性中心に構築されてきた教学をそのままあたり前のこととして(座り込んで)語るのではなく、そういう状況の中で語られてきた教学の差別性を歴史として確認した上で、女性の声を聞きながら、もう一度捉え直す歩みを始めることを切望したい。

『現代の聖典』における韋提希の捉え方、五障三従、女人往生(三十五願)、「女犯偈」の解釈等々を一つひとつ、今度は女性の視点を交えたところから検証していくことが必要だと思われます。

ことに、教学を研鑽し発信する位置にあ

る教育機関や部署との連携の中で今後の取り組みを進めていきたいと思います。



## 第 3 回

# 女性会議

2000年2月24日(木)～25日(金)

### 開催趣旨

女性室ではこれまで、“両性で形づくる教団”への願いのもと、全国の方々から多くのご意見をいただきながら第1回・第2回「女性会議」を開催してきました。

その間に坊守制度については、97年に「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」が施行され、現在、その遵由効力期限がさらに一年間延長となり、宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」が設置され、寺院教会条例の中で「坊守」をどのように規定するかということについて審議が行われています。

また女性室としては、この坊守制度をめぐる問題について、中間総括を広報誌『あいあう』第5号でまとめました。

この問題は、いうまでもなく、単に教団の制度上に坊守をどう位置づけ直すかということにとどまるものではなく、これまでとすれば「僧・俗」の一面でしか課題化してこなかった「同朋」ということを今一度「男・女」の視点で考えてみようとする、いわば宗門がいのちとする同朋会運動に新たな運動論を喚起している問題だといえます。

教団の主要な決定機関は全て男性によって占められている現状に象徴されるように、制度のいかにかわらず、私たちの教団では女性の参画がまったく不十分であり、女性差別の現状はまだ変わっておりません。

そういう現実に立って、今、男女が平等に取り組んでいける新たな方向性を見出していくためには、

- 女性に関する教学・教化・制度の歴史的検証作業を宗門の施策として打ち出し、
- 男女共同参画による同朋会運動の推進を確認し合い、それを宗門内外に宣言する基本法的「条例」を制定し、
- さらにその男女共同参画を具体化するための「行動計画」を策定すること、が不可欠だと思われます。

そこで、今回の「第3回女性会議」では、99年6月に国会で成立した「男女共同参画社会基本法」の背景にある願いや歴史、意義を学ぶことから、私たちの「男女」「共同」「参画」をともに見つめていきたいと思います。

“男女両性の共同参画による同朋教団”の実現に向けて大きなうねりとなるよう、皆さんのご参加をお願いいたします。



## 開催テーマ

# 男女両性で形づくる教団に向けて

—「男女」「共同」「参画」とは?—

## 日 程

|       | 24日(木)                     | 25日(金)                        |
|-------|----------------------------|-------------------------------|
| 6:00  |                            | 起床・洗面<br>晨朝・朝食                |
| 9:00  |                            | パネル<br>ディスカッション<br>(発題3名)     |
| 11:45 |                            | レポート                          |
| 12:00 | 受 付                        | 閉 会 式                         |
| 13:00 | 開 会 式<br>趣旨説明<br>オリエンテーション | ※都合により日程<br>を変更することが<br>あります。 |
| 14:00 | 講 義<br>(松村尚子氏)             |                               |
| 15:30 | 質疑応答                       |                               |
| 16:30 | 夕事勤行<br>夕 食                |                               |
| 18:00 | 班別座談                       |                               |
| 20:00 | 入浴・就寝                      |                               |

講 師  
松 村 尚 子 氏  
(大谷大学教授)

場 所  
真宗本廟研修道場

募集人員  
60人  
(女性30人・男性30人)  
※定員になり次第締切ります。

参 加 費  
無 料  
(交通費は本人負担)

持 参 品  
念珠・筆記具・洗面具・パジャ  
マ・健康保険証・持薬・その他

## 申込方法・問い合わせ先

住所、氏名(ふりがな)、性別、電話番号、所属教区・組・寺院教会名を記入  
のうえ、2月10日(木)までに下記あて郵便又はFAXでお申し込みください。

〒600-8505 京都市下京区烏丸七条上る常葉町  
真宗大谷派宗務所 組織部女性室  
Tel.075-371-9187 Fax.075-371-9194

主催：組織部女性室

## 宗務審議会

# 「坊守の規定に関する委員会」

## —レポート—

この委員会は、先の宗会常会で可決成立した「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例」の改正趣旨（「あいあう」第5号P9～11参照）に基づき、宗務総長の諮問機関として設置され、これまでに3回開催されました。

女性室も、この委員会に事務局として出席していますので、これまでの委員会の様子をレポートとして掲載し、お知らせしたいと思います。

### 【第1回目の委員会】

- 1 日時 1999年8月30日（月）  
午後1時～午後4時

- 2 場所 宗務所3階第4・5会議室

はじめに、宗務総長から20名の委員に委嘱状が伝達、続いて委員会の会長及び会長代理の選出が行われ、会長には佐賀枝弘子委員（富山教区栄明寺）、会長代理には多田孝圓委員（大阪教区圓乗寺）がそれぞれ選出された。

その後、この委員会の運営方法、諮問事項の確認が行われ、閉会した。

※先の宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」は、諮問事項の内容の上で、19名の委員中、女性が15名・男性が4名という構成であったが、この委員会は、諮問事項が単に女性や坊守だけの問題でなく男性の問題でもあることから、男女両性によって審議いただくべきものとし、男女同数の構成となっている。

### 【第2回目の委員会】

- 1 日時 1999年10月5日（火）  
午前10時～午後4時

- 2 場所 宗務所3階議場

はじめに、坊守問題の背景や坊守に対する一般的概念について、男性委員の率直な意見が聞き取られた後、坊守会連盟の要望書が資料として提示され、女性委員から説明や意見が出された。

次に、要望書に坊守を「役職」として位置づけて欲しいとあることについて、その言葉の持つ意義や資格要件を設定することによる現実的な問題、坊守の組会などへの参画の現状等について審議された。

最後に、事務局が第1回目に提示した改正案について改めて説明がなされ、次回からこの改正案をたたき台として審議を進めることが確認され、閉会した。

※審議に入る前に、会長からこの委員会で配布された資料の公開について問題提起が

あり、協議の結果、文言の一人歩きや、委員の発言に制限が生じることを避けるため、本委員会で配布された資料は非公開とし、情報公開については宗務総長の判断によることで意思統一がなされた。

## 【第3回目の委員会】

1 日時 1999年11月8日(月)

午前10時～午後4時

2 場所 宗務所3階第4・5会議室

はじめに、事務局から提示された改正案をたたき台として、「寺院教会条例」に規定する「坊守」の具体的な法制化について審議を行った。

この審議の中で、これまでの宗門の取り組みにおいて、女性や坊守の声を汲み上げ

ることや、出された施策を宗門の組織全体で周知するという動きが今まで抜けていたのではないかと、という反省点が挙げられた。

その後、事務局の改正案に対する代案及び意見として、委員から出された「寺院教会条例改正案」、「『坊守』制度の問題に現れた寺院教会条例の問題点」等が資料として配布、紹介された。

最後に、事務局より指針1・2に関する見通しについて、なるべく早急に審議を立ち上げたいとの説明がなされ、閉会した。  
※審議の中で、提案趣旨に言われている指針1・2の取り組みをどう進めているのか問われたが、『あいあう』第5号に女性室から提案したこと歩みを、男女両性により進めていきたい。

~~~~~

女性室公開講座

報告

## 女性と男性の 寄り合い談議

パート3

女性たちの れ・き・し

第1回

古代の女たち—古代の結婚と女性—

《お話》京楽真帆子さん(茨城大学助教授)

1999.10.8

大谷婦人会館

講義より

★平安時代の結婚は、いま、これから起こ

ろうとしている女性の変化に合致するところがあるのではないかと考えられます。

★平安時代は男性が女性のところへかよう通い婚であり、男性がかよっている間だけ婚姻関係がなりたちます。結びつきやすく、切れやすいということではないのですが、おそらく近未来の状況は似かよってくるのではないかと考えられます。夫は妻の実家に暮らすことになり、いわゆる「マスオさん」現象です。

★現代、老人介護の問題に関していえば、誰が介護をするか、また、誰に介護をしてもらいたいかという時に、息子夫婦と同居するよりは、娘夫婦と同居することを選ぶ割合が随分ふえています。

★平安時代の貴族の結婚は、「家の僧」があり、僧侶同士が情報を交換して媒(なか

だち)をし、親が了解する。そこで婚約がととのいます。それから歌のやりとりをし、その後、三夜連続で女性のところにかよい、三日目の夜に三日夜餅(みかよのもち)を食べる儀式をして結婚が成立します。

★夫はこどもの誕生を期に妻方へ居住することになりますが、妻が死んだ場合、こどもがいても夫は出て行かなければなりません。また、夫が離婚したいと思ったら、妻のところへかよわなくなれば離婚となります。また、妻が離婚したいときは、髪を肩ぐらいの位置で切って、出家という形をとりますが、髪が伸びれば復縁も可能です。

★妻の役割は、こどもを産むこと・荘園の経営能力があること・性の相手ができることです。

★夫になる人は、妻の父の経済力と自分を取りたててもらえるかが妻を選ぶ条件となります。また、夫の衣食住は、ほとんど妻がもたなければなりませんでした。

### アンケートより

★日本の女性が歩んできた道を知ること、面白いことでもあり、大切なことであると確認した。

(40歳代・女)

★男性優位の社会がシステム化されてきたのは、明治にはいつてからということを引き、まだまだ日が浅いのだから、変えていこうという力が湧いてきた。

(40歳代・女)

★歴史というより現在における女性の問題、それらの対応、身近な事例など、具体的な話が聞けると思っていた(前回の内容だったようだ)が、わかりやすい言葉で現

在と比較したり、楽しく説明して下さったので、興味深く、学生に戻ったような気分だった。

(30歳代・女)

★庶民の女性の生き方が、資料があまりないということではわからないのが少し残念だ。

(?歳代・女)

★古代の女性の立場はもっと低いものだと思っていたが、今の自分達よりずっと高いと思った。平安時代の「けがれ」が女性だけでなく、男性にもあったということを知りとてもびっくりした。

(30歳代・女)

★明治時代の庶民女性があこがれた“専業主婦”が制度として現代に定着したように、(おかげで今の女性は迷惑しているが)平安期の女性があこがれた“一正妻制”も同じように現代に定着したのではないかと思った。女性問題の解決は「あるべき姿」にあこがれることだと感じた。

(40歳代・女)

★古代の女性も、現代の女性も、結婚や恋愛における感情は同じだと思った。いずれにしても利用されているような女性の立場が不利で、損だと思った。

(30歳代・女)

★古代の結婚について全く知らなかったことばかりだった。それがいいか悪いかに留まるのではなく、今後のあり方についての議論にぜひつなげていきたい。

(20歳代・女)



## 原子の火に殺される!!

### ～東海村民から～

ここ東海村には「わたくしたちは、ゆかしい歴史と原子の火に生きる東海の村民です。」から始まる村民憲章なるものがあります。「原子の火に生きる」と自らの生き方、精神までもが原子力に縛りつけられ、村民が意見を述べたり、疑問を持つことすら許さない威圧感をもって、人々が原子力の奴隷と化している姿がこの憲章に如実に現れているのではないのでしょうか。

1995年3月11日に起こった核燃料サイクル機構(旧動燃)の爆発被爆事故以降もこの姿は変わりませんでした。そこでの再処理事業再開をもくろむ地元説明会では、「原子力は地場産業だ。反対する奴は村から出ていけ」という言葉が地元住民の中から叫ばれる状況がありました。このような中でまたしても原子力産業を担う(株)JOCで、濃縮ウランが臨界に達し、四方八方に大量の中性子線とガンマー線の放射線と、放射線を出すヨウ素131などの放射線物質を放出する大

事故が起こったわけです。

1999年9月30日は雨上がりのいい天気でした。事故は10時35分に発生しました。その後、東海村住民への連絡は12時30分という通報の遅れです。その2時間の間には、ごく普通の日常生活があったのです。現場周辺では、乾燥いもを作るためのサツマイモを掘り起こす準備やハウス畑でのいちごの苗の手入れ作業が始まっていました。雑木林の手入れの後片付にも心地よい汗をかくほどの気持ちのいい天気だったのです。

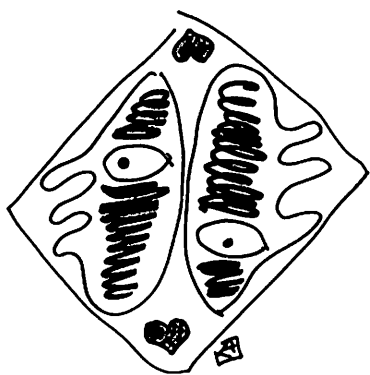
小学校の校庭では元気な声が響き渡り、幼い子どもたちは庭先で遊び、妊婦さんは散歩をしていました。どこの家も窓を開け放し布団を干していたのです。今年の夏の厳しい暑さから解放されたさわやかな晴天がそこにはあったのです。

私たち村民は村の防災無線によって屋内待機を知らされました。何が起こったのか判らないまま時間が過ぎていきます。午後3時過ぎ、東海村村長は、災害対策法には基づかずに独自に現場から350メートルの住民に自主避難要請を出します。

その時、茨城県、国はガンマー線の数値が下がっているということで問題を終息させることだけを考えていました。特に、政府は小渕改造内閣の準備で「原発で事故が起こったようだな。でも僕の頭の中は組閣でいっぱいなんだ。」と首相は記者に語ります。住民に放射線が降り注ぎ、東海村が避難要請を出しているに

もかわらず、午後4時過ぎの官房長官記者会見では「これ以上拡大しないものと認識している。」と語り、予定通り内閣を改造すると明言し、沈静化にやっきになっているのです。孤立無援の苦渋にも似た村長の苦悩が伝わってきます。

そもそも、この工場では「臨界事故」を想定していません。ここは核燃料製造工程の工場であって、原料であるウランをたとえどのような扱いをしても、それが核分裂を起こすことなど考えてなかったのです。何もない野原でウランと水とで世界最小の原子炉を作ってしまったのです。それが20年間、隔壁容器も制御棒もないところで自動運転してしまったわけです。



現場周辺には、コンクリートも貫く中性子線とガンマー線が飛び交ったのです。無能な科学技術省の役人、無知な原子力安全委員会、事故を気にもかけない首相などこれが私たちの国家なのです。

「被爆」なる言葉が私たちの日常生活にあるのでしょうか。「シーベルトはじ

めて聞く恐怖の値」と水戸市の小学生が川柳を作りました。シーベルトなる単位が私たちの生活に必要でしょうか。この非日常が毎日の生活に覆いかぶさり、私たち住民は疲れきりました。目には見えず、匂いもしない今回の大惨事は、ただ「被爆」という事実を抜きにしては身の回りの風景は何も変わっていないのです。

どのような経過を辿って今回の事故が起きたのか少しずつ明らかになってきました。この国の原子力産業がどれほどいいかげんなものか。許認可を与えた国の責任があまりにもひどい内容であったか。全て「想定外」で片づけてしまう原子力行政の場当たりのあり方や防災が全く機能しなかった事実等々。しかし、地域住民にとっては、外部に放出された放射能とは何なのかという恐怖と不安を与えたことに他ならないのです。

臨界事故によりどのような放射線が、あるいは放射性物質がどのように飛散したのか、また、その範囲は、量は、種類は何か。それが住民である私たち一人ひとりにどのような影響と意味を持つものなのか……私たち地域住民は少なからず被爆しているのです……。

このような暗く重苦しい日常の中で、行政である国県村は何をしてくれているのでしょうか。住民に対する健康への疑問には、「ただただ安全だ、大丈夫だ」「思ったより少ない」という言葉を繰り返すのみです。行政の窓口が本当に親身に

なって話を聞いてくれるでしょうか。「この程度の被爆では大丈夫です。安心あんしん」これで終わりです。一人ひとりの実際の被爆データがいかなるものか、その数値の意味するところは何か。子どもへの影響はどうか。行政レベルでは全く語られていません。基本的データを出し渋り、何事もなかったような説明を繰り返す科学技術庁こそ住民に対して重大な犯罪行為であると気がつくべきです。

住民の中には相当量の被爆を受けた方が確実なのに、科学技術庁はこれらの人々を事故の被爆者として扱わない方針なのです。被爆者を現在の69名とし、臨終終息作業などを行った「計画被爆者」を分けて扱うだけでなく、さらに住民の被爆者を第3のグループに分けることによって、臨界事故により放射能の影響を意図的に過小評価させようとしています。このように住民の切り捨てと事実の隠蔽が始まっています。

今まで経験したことがない現実直面して、一人ひとりが誰に何を聞いたらいいのか、相談したらいいのか判らない中で悶々と一人不安と恐怖の中に苦しみ、虚無感に覆われながらおろおろした今を生きているのです。

東海村には「核兵器廃絶と核の平和利用推進」という看板が立てられています。今回の事故が明らかにしたことは、人間の傲慢さが作り出したこの核利用の考えが成り立たないことを示しています。原子力を平和利用と語るときには、いかに

もエネルギー問題かのように錯覚させられますが、決してそうではありません。放射能の問題なのです。核の本質は、「いのちを殺す」ことにあるのです。私たちはこのことをキッチリ押さえないと何度でも同じ過ちを繰り返します。

半世紀以上も前から「ヒバクシャをもうこれ以上つくらない」と聞いてきたのではないのでしょうか。国家を守る為、「戦争のいけにえ」として被爆を強要されることと、エネルギーが大切だとして平和利用という名の元に原発が容認される「豊かさのいけにえ」の被爆とどこが違うのでしょうか。同じ人殺しです。いのちを蝕むものです。この一点をしっかりと見据えていきたいのです。

原子力産業に従事する作業員を始め近隣の住民に、どれだけの被爆者をつくり続けたら済むのでしょうか。私たちが守るべきものとは何でしょうか。国家が守るべきものは何でしょうか。国民ではないのです。先の戦争末期、国体護持の名目でどれだけの人々が殺されていったの



図



か。「軍隊（国）は住民を守らない」と沖縄で聞いた言葉を噛み締めています。国は安全宣言を出しても、避難要請は一切出しませんでした。日本のエネルギー政策（原子力）を守るためにどれだけのいのちが殺されなければならないのでしょうか。私たちが守るべき豊かな生活とは何でしょうか。

東海村民もさすがに今回の事故では打ちのめされました。なぜなら、被爆をしている作業員をはじめ昔ながらの人々の顔が浮かぶのです。原子の火に殺される、国家による無差別殺人であるとはっきり

見えてきました。

どうか皆さん、この東海村に思いを馳せてください。まだまだこれから大変なことになってきます。差別と偏見をも生み出していくことでしょう。どうかこの国が国是としている原子力政策に対し怒りの声、悲しみの声を発してください。国家・原子力産業に対して、また、自らに対しても。

この辛さ、悲しみを全国の皆様にお伝えします。

(東京教区 藤井学昭)

### 女性室公開講座

## **女たちと男たちの 寄り合い談議パート3**

### **第3回 「近世の女たち」**

講師 関 民子さん

日時 1月28日(金)

### **第4回 「近代の女たち」**

講師 長 志珠絵さん

日時 3月24日(金)

### **第5回 「現代の女たち」**

講師 加納実紀代さん

日時 5月17日(水)

ひとりの女（ひと）が生きようとする時、「女であるからといってなぜ？」という疑問とくやしさにぶつかったことは少ないはずです。

長い歴史の中で、女たちはどのように生きてきたのだろう。どうしてこのような状況が作り出されたのだろう。今まで男たちの視点で語る歴史の中に、あまり女たちの生きざまは見えてこない。

今、あらためて女たちのれきしを学んでみたい…。そんな思いで企画しました。

女たちも男たちもいっしょに聞いてみませんか？

## **女たちの れ・き・し**

◆場 所 大谷婦人会館3階（東本願寺北隣）

◆時 間 毎回Pm5時～7時

◆参加費 無 料

◆お車でのご来場はご遠慮ください。

保育室があります。

※第4回の講座は、諸般の事情により、3月24日(金)に変更させていただきます。

# やらす

## 「カルト」と現代

西暦2000年の幕が開いた。新たな年明けには、いつも今年こそはと期待が膨らむものだが、20世紀最終年はどんな年になるだろうか。

あのおぞましいサリン事件から、5年、悪夢のような惨劇は忘らるべきもないが、年末年始、またもや類似の奇怪な集団の動きが目立った。メディアの報ずるそれら「宗教教団」の所業には、とてつもない異様さ、醜怪さが際立つ。一般に「カルト」と称されるこのような集団が続生する事態について、私たちはただ眉をひそめるのではなく、もっと深刻に向き合う必要があるのではないか。

「カルト」とは何か。数年前に日本の国会に当たるフランス国民会議が採択した文書では、概ね次のように定義されている。「精神の不安定化を狙った操作により、会員から無条件の忠誠、批判精神の低下、一般に受け入れられている社会の価値観（習慣的・科学的・市民的・教育的な）との断絶を得ようとする集団であり、個人の自由、健康、教育、民主制度にとって危険をもたらす。この集団は哲学や宗教の仮面を被り、その裏に権力、支配力、信者の利用という目的を隠している」と。

20世紀、「先進国」では社会の成熟に伴って、思想・信教の自由、プライバシーの尊重、経済的豊かさが、あ

る程度実現された。何人にとっても、それらは大切に護られるべき価値である。だが、自由で豊かな個人主義思考の強い社会であればこそ、カルトを生み育む温床ともなる素地が潜むというべきであろう。ましてや現在はコンピュータリゼーション、グローバリゼーションの時代である。つい数年前には予想もつかなかったことが可能になった。人類がはるか宇宙のかなたにまで飛び出し、情報は瞬時に世界の無数の人々の間を駆け巡る。時として人々の胸中では科学の限りない発展や万能感の幻影がちらつき、それだけに、かえって「個」としての自身の卑小さ、寄る辺無さの感覚、それゆえの強大な権威への依存欲求や超科学的な事象への眩惑が渦巻くこともあるだろう。外界の輝かしさと裏腹に、人々の抱く心の闇はむしろ濃さを増しているとはいえないだろうか。

精神科医の高橋紳吾氏は、カルト問題の真に深刻な重大性は、「“私は何ものか？”“私はどこから来てどこへ行くのか”という問いに対して具体的な世界観や死生感をカルトが用意している」ところにあるという。人をその特異な世界観の枠組みに引きずり込むことによって、さらに一層その精神の不安定化を促しつつ増殖し続けていくのがカルト諸集団だとすれば、宗教は、我々は今、どのように自らへの時代的要請に応えるべきであろうか。

大谷大学教授 松村尚子

# 本の紹介

## ♪『女性と政治』

みなぎ  
御巫由美子著 新評論刊

なぜ政策決定者に女性が少ないのか。女性の少ない政治過程でつくられた政策が女性にどう影響を与えるかを、徹底究明することがこの著の主眼です。政治と女性は決して無縁ではなく、深く関わっていることを知らされます。

## 女性室 活動日誌

### 【女性室会議・公開講座等】

- 7月27日 第51回女性室会議
- 8月18日 第52回女性室会議
- 8月23日 『あいあう』編集会議
- 9月10日 第53回女性室会議
- 9月27日 第54回女性室会議
- 10月8日 第55回女性室会議  
1999年度 第1回女性室公開講座
- 10月15日 『あいあう』編集会議
- 11月8日 第56回女性室会議
- 11月26日 第57回女性室会議  
第2回女性室公開講座
- 12月14日 第58回女性室会議

### 【スタッフ派遣】

- 9月27日 浄土真宗本願寺派  
東海教区寺族婦人研修会
- 10月26日 日豊教区女性問題研修会
- 10月31日 女性学講座 一北九州—
- 11月6日 第10回アジア女性会議  
一北九州— (～7日)

- 11月14日 女性学講座 一北九州—
- 12月4日 女性学講座 一北九州—
- 12月11日 女性学講座 一北九州— (～12日)
- 12月13日 東京教区学習会
- 12月16日 第14回同宗連実践懇談会

### \* 編集後記 \*

北九州の女性センター“ムーブ”で開かれた「エンパワメントの女性学」という講座にいきました。

「どんなパワーがあるのだろう？」と思いつつタクシーに乗り込み、運転手さんと話をしていると「これ以上女性が強くなったら困る」といわれました。エンパワメントは女性が強くなること?!

いま「男女共同参画社会基本法」が時代の最先端。タイムリーな話題。時代を先取りするには、まずカタカナ用語を理解しなくては。

※エンパワメントとは、自分らしい生き方を選びとる力、経済的に自立できる力、政策決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力など、さまざまな場面で力をつけることをいいます。

(草)

## ◇女性室広報誌 あいあう 第6号◇

発行 2000年1月31日  
発行人 木越 樹  
発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室  
〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上ル Tel.075-371-9187

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)